様式第五号

（表面）

第　　号 歯科技工士法第27条第２項の規定による身分証明書 氏　　名 年　月　　日生 年　月　　日発行 都　　道　　府　　県 （保健所設置市又は特別区）　印	写 真

（裏面）

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）　抜すい 第27条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。 ２　前項の規定によって立入検査をする当該更員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第32条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 四　第27条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 注　保健所を設置する市又は特別区 にあっては、歯科技工士法第21条第１項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなつている。